

2020年12月11日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 渡 辺 邦 康

第69回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の第69回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第69期（2019年9月21日から2020年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
2. 第69期（2019年9月21日から2020年9月20日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金処分の件

本件は原案どおり承認可決されました。

期末配当金は1株につき、普通配当60円に70周年記念配当10円を加え70円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 変更前 | 変更後 |
|---|--|
| 第7条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 | (削除) |
| 第8条～第40条 (条文省略) (新設) | 第7条～第39条 (現行どおり) 第40条 (剰余金の配当等の決定機関) 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。 |
| 第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 (新設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | 第41条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月20日とする。 3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| 第42条 (中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月20日を基準日として中間配当をすることができる。 | (削除) |
| 第43条 (条文省略) | 第42条 (現行どおり) |

第3号議案

取締役8名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、取締役に渡辺邦康、堺信好、浅尾弘明、岡田信之、磯村智、加藤一郎、稲垣宏之、森田尚男の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、森田尚男氏は、社外取締役であります。

第4号議案

監査役3名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、監査役に成瀬悟、畝部泰則、新井一弘の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、畝部泰則及び新井一弘の両氏は、社外監査役であります。

以上

なお、本定時株主総会終了後に開催されました取締役会において、次のとおり代表取締役及び役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

| | |
|-----------|---------|
| 代表取締役社長 | 渡 辺 邦 康 |
| 常 務 取 締 役 | 堺 信 好 |

また、本定時株主総会終了後に開催されました監査会において、次のとおり常勤監査役が選定され、就任いたしました。

| | |
|-----------|-------|
| 常 勤 監 査 役 | 成 瀬 悟 |
|-----------|-------|

期末配当金のお支払いについて

第69期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡しの期間内（2020年12月14日から2021年1月15日）にお受け取り下さいますようお願い申し上げます。

また、銀行口座又は通常貯金口座への振込みをご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたのでご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方にも、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。「配当金計算書」は、配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認資料としてご利用いただけます。

以 上